

むつ市議会第159回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年7月31日（金曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第68号 財産の取得について

（GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小中学校にタブレットパソコンを配備するもの）

第5 議案第69号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

第6 報告第16号 専決処分した事項の報告について

（工事請負契約の一部変更契約について）

第7 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度むつ市一般会計補正予算）

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第8 議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管業者	村田	尚	総務部長	吉田	真
総務部 理事 市長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	中村	久
福祉部長	須藤	勝広	健康 づくり 推進部長	中村	智郎
子ども みどり 部 skidese office にりつ 所 こ長	菅原	典子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部 部長	中里	敬	都整備 技術 推進 局長	小笠原	洋一
教育部長	角本	力	下水道 局長	濱谷	重芳

部策監長
務進課
務務
總政推
總主

杉 澤 一 徳
菊 池 亘

部課幹
務務
總主

井 戸 向 秀 明

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主 幹

佐 藤 孝 悦
青 山 諭
堂 崎 亜 希 子

次 長
主 幹
主任主査

中 野 敬 三
葛 西 信 弘
井 田 周 作

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第159回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、8番山本留義議員及び14番濱田栄子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。6月10日開会のむつ市議会第244回定例会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

まず、5月25日に変更されました国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び7月10日に青森県から示されました「外出自粛、イベント開催制限の段階的緩和の目安」を受け、むつ市としては、これらのとおりに対応することとしておりました。

しかしながら、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向にはいまだに歯止めがかからず、国内でも先の緊急事態宣言発出前に増して感染者が増加する現状にあり、7月29日には一日当たりの感染者数が1,200人を超える状況となっております。

さらに、青森県においても、5月7日以来、首都圏からの旅行及び帰省に関連し、4人の感染者

が発生し感染拡大が危惧されたところであります。

こうした中、7月10日には、8月1日の開始としておりましたG o T o トラベル事業を、7月22日に前倒して実施することが発表されました。

また、7月16日に開かれました国の第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会では、「当面の間は、積極的に東京都から他の道府県への移動及び他の道府県から東京都への移動を支援するG o T o トラベル事業を行うことについては延期すべきである。」との政府への提言がなされ、これを受け、東京都を除外する方針の下、当該事業は7月22日から開始されております。

私は、このG o T o トラベル事業は、日本経済の回復に必須の政策であるものと認識しております。一方で、感染拡大傾向が見られる今、感染リスクの高い地域から低い地域への人の移動を促すことに危機感を覚え、また、感染症対応の病床数が4床にとどまる当地域の脆弱な医療資源に鑑み、7月13日に開催した第29回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の記者会見において、7月23日から26日までの間、21に及ぶ市の観光関連施設の閉鎖を検討している旨発表いたしました。

この会見の内容につきましては、地元紙の東奥日報社がインターネットでの記事で取り上げたところ全国からの反響が大きく、その後、多くのメディアに取り上げられることとなりました。

むつ市として、市の観光関連施設の閉鎖を決定した理由につきましては、大型連休で多くの方々が訪れる可能性のある市の観光関連施設においてクラスターが発生した場合に、直ちに医療崩壊を起こす可能性があったからに他なりません。

また、こうしたことが起こってしまえば、市民の皆様の日々の安全に対する取組が水泡に帰す可

能性もあったからです。

何よりも、むつ市の安全と市民の皆様のご健康と命を守るためという措置でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、本閉鎖措置は、4月16日、緊急事態措置が全国に拡大したことを受け、21日から実施した市有施設の閉鎖と同様の措置であることを申し添えます。

私は、今まで多くの方々に、下北半島という3つの海に囲まれ、豊かな大地が育む景勝地に訪れていただきたいとの思いから、下北ジオパークの認定を始め、広く観光の振興に取り組んでまいりました。また、インバウンドの振興についても台湾へのトップセールスや広域市町村連携によるシンガポール事業の立上げ等、他の自治体に先駆けて行動してきたことは、皆様もご承知のとおりのことと存じます。

しかし、現在対処すべき新型コロナウイルス感染症は、人の移動に伴って感染が拡大します。自覚のない善意の方も含めて受け入れる人数に比して市内の危険度が高まることは言うまでもないことです。今回の決定が苦渋の決断であったことをご理解いただきたいと存じます。

今後におきましても、国及び青森県の対処方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様のご安全・安心を確保するため鋭意努力してまいります。

以上を受け、「むつ市の基本的対処方針」を始め、6月10日以降、この危機突破の柱となる「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育対策」に係るむつ市感染症危機突破プロジェクトチームの取組並びに「新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策」について、ご報告いたします。

それでは、国及び青森県対処方針等を踏まえた「むつ市の基本的対処方針」についてご報告いたします。

はじめに、大規模イベント等の開催については、7月22日に開かれました国の第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論を踏まえ対処してまいります。

また、イベント等の開催に当たっては、感染防止対策に係る種々のガイドラインに従った行動をお願いすることといたします。

次に、市有施設については、今後、原則として開館することとしておりますが、利用方法に一部制限を設けたり、感染症の発生状況によっては、施設の閉館を余儀なくされるものと考えております。

なお、国が示した新しい生活様式に従い、密を避けるなど感染予防に万全を期してご利用いただくようお願いいたします。

次に、首都圏への移動については、6月中旬以降、東京都を中心として新型コロナウイルス感染症患者が増加傾向にあることに鑑み、感染防止対策の徹底をお願いするとともに慎重な行動をお願いいたします。

首都圏以外への移動についても、移動先の感染状況を踏まえ、適切な感染防止対策を講ずるようお願いいたします。

なお、感染拡大の防止対策として、国が運用する新型コロナウイルス接触確認アプリの活用を推奨することといたします。

次に、対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

はじめに、市内小中学校における感染症対策の実施についてご報告いたします。

緊急事態宣言解除後、学校活動再開に向けて必要な感染予防体制を整えることを目的とし、5月12日、13日の両日に実施した市内小中学校の現場確認から、1か月ほど経過いたしましたので、6月15日から6月25日までの間に再度訪問をし、取組に係る新たな疑問点、要望等の聞き取りを行っ

てまいりました。

聞き取り内容については、教育委員会に報告するとともに、要望について対応しているところがあります。

今後も児童生徒が安全・安心に学校生活を過ごせるよう、引き続き支援してまいります。

次に、むつ総合病院の現状についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症外来は、5月の連休明けから運用し、7月27日までの受診は71件となっております。

また、感染病棟は機能の向上や院内感染防止のため、医療ガス増設、エアコン設置などの改修工事を7月20日に終え、既存の入院病棟と完全に切り離れた上での入院措置が可能となりました。

院外に設置している発熱外来の運用と併せて、検査から入院までの切れ目のない体制を構築するとともに、徹底した院内感染防止策について取り組んでまいります。

次に、公共施設の利用の再開についてご報告いたします。

感染拡大防止の観点から、休止しておりました市内94の施設につきましては、これまで全ての施設を段階的に再開いたしました。冒頭で述べたとおり、Go To トラベル事業の開始から初めての連休となる7月23日から26日までの4日間、釜臥山展望台、ふれあい温泉川内、脇野沢野猿公苑など市外観光客を含む不特定多数の方が出入りし、3密となるおそれのある市内の21施設を休止したところであります。

その後、7月27日から利用を再開しており、これにより、現在は全ての公共施設が利用できます。今後とも、全ての市有公共施設については、新しい生活様式を遵守し、感染予防対策に万全を期して運営してまいります。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、国及び県では、6月1日からは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県首都圏4都県及び北海道への不要不急の移動は慎重にとの段階的緩和の目安が示されたことを受け、6月1日から6月18日までの間、首都圏4都県及び北海道への出張は引き続き原則禁止とし、その他の地域につきましては、不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしておりました。

その後、国及び県の段階的緩和の目安による県をまたぐ移動の全面解除を受け、6月19日から7月31日までの間、県外への出張について原則禁止とする都道府県を指定しないこととしておりますが、引き続き不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしておりました。

しかしながら、その後東京都を中心とした地域での感染者数増加を受け、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が発生した場合や感染者から感染させられた場合の影響が市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、7月11日から7月31日までの間、再び首都圏4都県への出張を原則禁止としております。

なお、今後の対応につきましては、首都圏以外の地域でも感染者数が増加していることを受け、明日から8月14日までの間、関東、中部、近畿、沖縄を含む九州地方への出張を原則禁止といたします。

また、職員の私用旅行につきましても、出張同様に明日から8月14日までの間、関東、中部、近畿、九州地方への私用旅行の自粛を要請し、その他の地域につきましては、不要不急の旅行を避け、かつ、旅行をする場合には所属部長へ事前に報告することとしております。

以上は、職員、その家族や市役所そのものはも

ろん、来庁される市民の皆様を守るための措置でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等における感染症予防についてご報告いたします。

介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等につきましては、出張や私用旅行に係る市の取組を紹介した上で、感染が拡大している地域への不要不急の移動について控えていただくなど、改めて感染症予防対策に努めてくださるよう文書によりお願いしております。

次に、対策の柱の2点目、経済対策についてお答えいたします。

はじめに、むつ市緊急経済対策13事業の7月29日までの状況についてご報告いたします。

まず、「緊急支援給付金」についてであります。飲食業、宿泊業等7業種の事業者への給付を進めてまいりましたが、これら7業種に密接に関連する旅行業、クリーニング業、移動販売業、生花販売業、写真業、美容業及びバンケット業の7業種についても、影響が生じていることが確認されたことから、予算の執行状況を勘案した上で7月1日より対象事業者に追加しております。

以上、緊急支援給付金につきましては、1,000件の想定に対し954件の申請を受けているところであります。

さらに、これら14業種に関連して影響を受けていると認められる業種についても対象業種への追加を行うこととし、明日から8月31日までの間、申請の受付を行うこととしております。

次に、「飲食店家賃補助」についてであります。300件の想定に対し263件の申請を受付しております。

次に、「宿泊業支援事業」についてであります。55件の想定に対し34件の申請を受付しております。

次に、「非正規雇用労働者支援事業」についてありますが、400件の想定に対し52件の申請を受付しております。

次に、「衛生管理応援事業」のむつ市感染症あんしん飲食店等認定制度についてありますが、業種別のガイドラインを参考に作成したチェックリストをもとに、保健師が衛生環境を確認し、必要な助言、サポートを実施することで、新型コロナウイルス等の感染症予防及び感染拡大の抑制を目的に実施しております。

また、認定飲食店等の取組を広く周知することにより、市民の皆様安心してご利用いただけるものと考えております。認定飲食店等に対して、感染予防の啓発物品や消毒液等の衛生物品の提供等を行いながら引き続き支援してまいります。

7月29日現在、認定飲食店等は193件となっております。認定申請数も増えているところであります。

当初100件程度の認定を予定しておりましたが、それを大きく上回る認定申請があり、市内の事業者の皆様の感染症に対する意識の高まりを感じております。

今後も、多くの店舗等が本制度を利用し、市全体で感染症対策を強化できるよう周知徹底に努めてまいります。

次に、「むつ市中小企業小口資金特別保証制度の特別枠」についてありますが、6月中旬に市内の4金融機関で80件の申請を受付しており、予算枠に達したことから事業完了としております。

次に、「子どもみらい支援」のうち「子どもみらい応援事業」についてありますが、給付につきましては、本日までに一般分支給対象児童4,469人分の給付を完了し、人数による給付率は99.9%となっております。

次に、「奨学生緊急支援事業」についてありますが、給付については98人の対象者に対して93人、貸与については200人の想定に対し11人の

申請を受付しており、このうち給付では92人に対し1,026万円、貸与では10人に対し120万円が本日支払予定となっております。

次に、「むつ市のうまい！仕送り事業」についてありますが、1,200件の想定に対し886件の申請を受付しております。

また、親元を離れ市外に通っている高校生も新たに対象に加えることとし、明日から8月31日までの間、申請受付を行うこととしております。

次に、「全市民生活応援」のうち「マスク配布事業」についてありますが、6月初旬に2万8,668世帯の配布を行い事業が完了しております。

次に、「ステイホーム応援事業」についてありますが、各家庭へのごみ袋の配布については、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区は6月30日までに、大湊地区は7月10日までに、また、田名部地区の一部には7月22日までに配布が完了しております。8月上旬から中旬にかけて全戸への配布を予定しております。

なお、本日までのごみ袋の配布実績は、2万2,340件、配布率は84%となっております。

次に、「水道料金の減額」についてありますが、市では、既に市税や水道料金等に対して、徴収又は納付を猶予する制度を実施しておりますが、7月1日より令和2年度に賦課された下水道受益者負担金についても、徴収猶予についての納付相談を受付しております。

猶予期間は1年間となっております。対象となる方には個別にお知らせしているほか、ホームページで周知しております。

最後に、「プレミアム付商品券」についてありますが、7月22日から27日までの間で予約販売を行った結果、7億円分相当の商品券が販売され、市内474店舗での利用が始まっております。

また、5億円分相当の商品券が販売されずに残っておりますことから、8月21日から9月4日ま

での間で、再度市民の皆様から往復はがきによる予約を受付し、追加販売を行うこととしております。

次に、「特別定額給付金」の給付状況についてご報告いたします。

5月1日から申請受付を開始し、これまで2万8,714世帯、5万6,070人分、金額にして56億700万円分の給付を完了しており、人数による給付率は99.7%となっております。

申請期限は本日までとなっておりますが、7月29日現在で117世帯、137人分が未申請となっております。また、受給を希望されない方は14世帯、19人分となっております。

以上がむつ市緊急経済対策及び特別定額給付金の給付状況についてのご報告となります。

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金事業についてご報告いたします。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」は、国の令和2年度第2次補正予算において予算計上されたもので、低所得のひとり親世帯を対象に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円を加算し支給するものであります。

本日、支給対象となる708世帯分、金額にして4,434万円の給付を完了しております。

また、今後、支給対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少している世帯に対し、追加給付として1世帯当たり5万円を支給いたします。

この追加給付につきましては、申請が必要となるため、9月以降の支給予定となります。

これらの経済対策につきましては、引き続き事業を迅速に進めるとともに、第3弾の経済対策として本日ご審議いただき、第一次産業及び観光業の支援を主とした事業につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、対策の柱の3点目、学校保育対策についてお答えいたします。

はじめに、市内小中学校の夏休みについてご報告いたします。

当初、市内小中学校は7月下旬から8月下旬までの間、夏休みの予定としておりましたが、学習機会の保障を図るため、夏休み期間のうち10日間を出校日とし、午前4時間の授業で給食を提供することとしております。

なお、その際の暑さ対策といたしまして、市内小中学校の全学級に2台ずつの扇風機を導入することとしておりましたが、現在既に設置が終わり、活用されております。

次に、市内小中学校の修学旅行についてご報告いたします。

市内小中学校の修学旅行については、教育委員会から「青森県内において日帰り若しくは1泊程度の宿泊を認める。」という案を示し、各校長の了承を得ております。

各学校では、これを基に、保護者と協議をしながら実施時期、目的地及び行程を決定することとしており、早いところでは8月20日に出発する学校もあると伺っております。

次に、下北地方中学校体育大会夏季大会の開催についてご報告いたします。

7月18日、19日及び23日から26日までの日程で下北地方中学校体育大会夏季大会が開催されました。

開催に当たりましては、一部競技を除き、観戦時は、他の家族との距離を十分取ること、マスクを着用すること等感染防止策を十分に講じた上で、保護者等の観戦が許可されたと伺っております。

なお、バスケットボール及びバレーボール競技につきましては、プレオープン期間中のむつ市総合アリーナを会場に実施されております。

次に、市内でコロナウイルス感染症の感染が確認された場合の学校の対応についてご報告いたします。

これまで、「市内に感染者が発生した場合は、2週間の一斉休校」としておりましたが、今後は関係する学校を臨時休業とすることとし、休業措置につきましては、教育委員会が指示することといたします。

なお、学校の再開に当たっては、感染者の学校における行動の様態や、地域における感染拡大の状況等により判断することとしております。

次に、幼稚園、保育園、なかよし会等についてご報告いたします。

幼稚園及び保育園の対応につきましては、感染が拡大している地域への職員の不要不急の移動について控えていただくよう、各幼稚園及び各保育園をお願いしているところであります。

また、なかよし会につきましては、運営上密集する環境を回避することが難しいことから、3つの密を低減するため、夏休み前までの間、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない事情がある場合には3年生から6年生までについても受け入れることとするなど、規模を縮小し開設しておりますが、現下の全国的な感染拡大状況を踏まえ、家庭での保育が可能な方については、引き続き利用を控えていただきますよう保護者の皆様をお願いしているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策についてご報告いたします。

市内では、本年4月からこれまでに、コロナ禍による経済活動の低下が要因となった離職者が30人を超える状況にあります。

これに加えて、7月1日にアツギ東北株式会社から、ここ数年の業績悪化に加えコロナ禍により売上が急減し、今後も回復が見通せず厳しい経営が続くとして約1,000人の従業員のうち330人程度

の人員整理を行う予定であるとの報告を受けました。

これを踏まえ、翌2日、直ちに、むつ公共職業安定所と意見交換し、専門的な知見を基に市としてどのような対応が可能か検討を開始いたしました。

さらには、8日、私が直接アツギ株式会社の工藤洋志社長とオンラインで、本件に係る考え方についてお話を伺うとともに、雇用の継続についてのお願いをいたしました。

工藤社長からは、「今回の措置はむつ工場を将来に渡り存続させるためのもの」という発言があり、さらに、「会社として構造転換の推進と新分野への参入により強固な事業基盤の構築を図るためのもの」との見解が示されました。

一方で、むつ工場だけでも250人以上の従業員の方々が人員整理の対象となることから、市といたしましては、「再就職への支援」、「むつ工場の構造転換への支援」、「販売促進への支援」について協議を重ねることを工藤社長に提案させていただき、工藤社長からは感謝の言葉をいただいております。

こうした一連の経緯を踏まえ、国が主体となった再就職の支援を実施する雇用対策本部の設置を、むつ公共職業安定所に要請し、先日、国主導で雇用対策が実施される「雇用対策本部」の設置を決定していただいたところであります。

今後は、市といたしましても同本部に主体的に参加することで、その務めを果たしていきたいと考えております。

なお、現時点で具体的な対応策として、むつ工場内にむつ公共職業安定所がアシストハローワークを設置し再就職を支援することに合わせて、市といたしましても、生活関連相談窓口を併設して総合的な暮らしの相談に対応することとしております。

さらに、雇用対策は総合性が求められ、また、長期化も予想されますことから、むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム内に、明日8月1日から新たに「雇用対策班」を設置し、職員4名体制でアツギ東北株式会社むつ工場を中心とした市内のコロナ禍に関する離職者対策に当たることとしております。

今後、本件で予算措置等が必要になる場合には、改めて9月定例会にお諮りしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 2点お伺いします。

公共施設の利用についてですが、これから夏休みに入り、またお盆の帰省時も考慮すると、7月23日からの4連休以上の人の出入りが今考えられるところですが、この期間の公共施設の休止等を考えているのかどうか、1点お伺いいたします。

2点目が帰省に関連して、国、そして県、各市町村も帰省の自粛を呼びかけているところではございますが、市としてそういった方々に市の独自のアナウンスをしていくのか。また、そういった自粛している方々に対して、市として既に発表されている事業等もあると思うのですけれども、もう既に実施している仕送り事業もその一環ではあるとは考えられるのですが、そういった自粛している人々に対して市として何か事業なりイベントを考えているのかどうかお伺いいたします。

3点目が雇用対策についてでございます。新た

にチームができたわけですけれども、アツギさん以外に市内のコロナ禍において離職者が発生している状況等、数字等をどの程度つかんでいるか。また、今後そういったものに対して、例えば今現在行っている、支援している事業者さんに対して聞き取りを行っていく等、そういった数ある程度把握する取組をしていく考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、公共施設の閉鎖の考え方ですが、当然これからも状況に応じて閉鎖するという事はあり得るというふうに考えてございます。

また、帰省の自粛というか、帰省に関する基本的な考え方については、今日の感染状況、それから週末の感染状況を踏まえて、週明けには何らかの方向性を出したいと思っております。

その際に、やはり私たちが帰省をしなかった方々にメッセージとして伝えなければいけないのは、我慢することにやっぱり価値がある、そういう時期だということがメッセージで伝わるようにしたいと思っておりますし、またそのことを何らかの事業で応援できるような形も、もしそうなった場合には考えていきたいと思っております。

また、アツギ以外の離職者については、現在ハローワークなどから聴取をしている範囲でいきますと、30名以上このコロナ禍でいらっしゃるということで数字は伺っております。我々としては、先ほど行政報告の中で申し上げましたけれども、アツギで離職される方々を中心にはなりませんけれども、今回のコロナ禍で離職された方々全てを対象とした離職者支援ということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかにありませんか。14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） ステイホーム応援事業につい

てお聞きいたします。

大したことではないかもしれませんが、2人の方からご相談受けました。お一人の方は、表玄関と裏玄関がどっちも同じような造りになっているので、2セット入っていたということでご相談を受けて、そしてもう一人の方は、町内のちょうどぎりぎりのところになっているので、自分のところにまだ来ていないのだけれども、という相談を受けました。たまたま近いところでしたので、そちらにお渡ししたのですけれども、まだやっぱり行き渡っていない、もしかすると漏れているところもあると思いますので、終わった時点で配布が終わりましたので、漏れている方は申し出てくださいというような考え方、発信の仕方というのは考えていますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 当然事業が終了した際には、そのお知らせはさせていただきたいと思いますが、それをあえて配るということではなくて、ホームページ等での公表になると考えてございます。

また、届いているはずのところが届いていない方は、ぜひお問合せいただきたいと思ひますし、議員も議場でそういう話をするのではなくて、ぜひ窓口のほうで問い合わせいただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 私もそう考えましたが、直前のお話でしたので、今日話をさせていただきました。終わった時点では、終わりましたのでということで、配布漏れの方はないようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

説明員交代のため、ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4～日程第7 議案一括上程、 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第68号 財産の取得についてから日程第7 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました2 議案2 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第68号 財産の取得についてであります。G I G Aスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小中学校にタブレットパソコンを配備するものであります。

次に、議案第69号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策に係る1億2,390万1,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、432億6,714万5,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費には、市内施設等における感染拡大防止対策として、感染症発生施設等消毒作業支援事業費を計上しております。

農林水産業費には、第一次産業事業者への支援として、農業産地化応援給付金事業費、畜産業未来応援給付金事業費、林業持続化応援給付金事業費及び漁業持続化応援給付金事業費を計上しております。

商工費には、市内観光施設等における検温システム等の整備に係る観光施設等感染予防対策支援事業費のほか、県内の学校による下北地域への教育旅行を支援するための下北地域教育旅行助成事業費を計上しております。

消防費には、感染症対策を踏まえた適切な避難所運営のための避難所感染症対策事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しております。

次に、報告第16号についてであります。これは、むつ市議会第153回臨時会において御議決を賜りましたむつ市総合アリーナ建設工事に関し、工事内容の一部変更等により契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

この度の変更は、施工の実績等に応じて精算されることとなっている防寒及び雪対策に要する費用、遠隔地からの労働者の確保に要する費用等の増額によるものであります。

この増額は、第241回定例会において行政報告させていただいた内容として当時から見込んでいたものであり、これらの費用に係る予算につきましては、第242回定例会において御議決賜りました一般会計補正予算で設定した継続費の範囲内となっております。

したがって、むつ市総合アリーナの建設により新たな財政負担が生じるものではありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、報告第17号についてであります。これ

は、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対して支援するひとり親世帯臨時特別給付金を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました2議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案2報告については、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご了承願います。

◇議案第68号

○議長（大瀧次男） まず、議案第68号 財産の取得についてに対し、質疑に入ります。

本案は、GIGAスクール構想の実現に向けた環境を整備するため、市内各小中学校にタブレットパソコンを配備するものであります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 議案第68号 財産の取得について質疑いたします。

提案理由として、今議長お話しになりましたGIGAスクール構想実現に向けた環境を整備するため、市内各小中学校にタブレットパソコンを配備するためのものとあります。また、説明

資料によりますと、納期は令和3年3月31日とあります。中学校3年生は卒業月となっており、納期ぎりぎりの納入であればGIGAスクールの学習時間は持てないと思いますが、そのところは納品に対してどのような配慮がなされているのかお聞きいたします。

また、これに関して学校への指導、サポート体制について、契約または申合せ事項等はどうなっているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

まず、タブレットパソコンの配備に係る納期に関するお尋ねにお答えいたします。今般国からの補助が示されたことによりまして、全国で同時期に端末の発注が殺到し、全ての端末が納入されるには相当の期間を要するものと予想しております。したがって、このたびの契約におきましては、納期を令和3年3月31日というふうにしております。

ただし、納品につきましては、準備が整い次第納入してもらうというふうなことにしております。仕様書において令和2年12月28日までに500台以上を納入することを条件としておりますので、納入された場合には、その都度各学校に順次配備をしていく予定というふうなことにしております。

次に、端末や通信環境の整備状況にもありますが、タブレット端末の使用方法等について先生方を対象とした研修会を開催する予定としております。時期につきましては、タブレット端末と通信環境が整ってからというふうなことになるため、準備が整い次第各学校にご案内を差し上げるというふうなことにしております。

また、教室に通信環境が整うというふうなことでございますので、インターネットにアクセスしてプログラミング学習に効果的なソフトを利用し

たり、あるいは自分の席に着きながら調べ学習を行ったりするなど、一人一人の学びの幅を広げる学習への活用を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） ありがとうございます。最短で12月28日には500台ほど入るということですので、教育長、やっぱり必要な順序をきちんとわきまえて配置してくださると、そこは信じております。ありがとうございます。失礼な言葉を言ったらお許してください。

それから、今はパソコンですか、タブレットですか、もう随時新たな機能がばんばん出てきております。3年生にこだわるのは、今年やっぱり3年生は、様々な事業等でこれまで経験したことをしながら卒業していかなければならない。多くは高校に進学する方もいらっしゃいますけれども、やはり技術を身につけたいということで中学校を卒業してそのまま仕事に入る方も何名かはいらっしゃいますので、今最善の知識を身につけて卒業していただきたいなと思って今日は質疑いたしましたので、まずはよろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第69号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第69号 令和2年度一般会計補正予算の補助金等について何点か質疑いたしますが、本案については昨日の市長による定例記者会見において大方説明がされていたので、できるだけ説明のなかった点に絞って質疑いたしますので、よろしくをお願いします。

まず、今回提案された支援事業、給付金事業それぞれについて、申請方法、申請開始日、給付の開始日及び申請期限について、併せて事業の周知方法についてお知らせを願いたいと思います。

次に、感染症発生施設等消毒作業支援助成金についてです。これについては、感染症が発生した場合に、その消毒作業に係る経費を助成することでしたが、消毒作業費用の2分の1以内の額、または上限を50万円のいずれかの低い額とした理由をお知らせください。

また、むつ市内、または近隣に消毒作業のできる事業者が何件あり、その作業の相場は幾らなのかもお知らせください。

次に、農業産地化応援給付金についてです。給付金の対象物に栽培用苗の購入金額とした理由をお知らせください。

次は、林業持続化応援給付金の対象事業者が例年に比べ収入が低下しているため、給付金を出すということでありましたが、収入が減ったという証明物の提出や、収入低下の割合についての考え方について説明をお願いいたします。

次に、漁業持続化応援給付金についてです。給付対象物を共済掛金とした理由、そして新規加入者30人とありますが、この新規加入者についてどんな背景があるのか説明願います。

最後に、観光施設等感染予防対策事業費補助金についてです。宿泊業等を営む民間事業者を対象に、事業者が設置する検温システム等の購入費用を補助するとしていますが、宿泊業等の「等」とはどこまでの範囲なのか、また検温システム等とは、検温システムのほかに何を指すのかをお知らせ願いたいと思います。

また、検温システムについては、不特定多数の出入りする観光施設を含む行政施設を管理する指定管理団体にはどのような対応を考えているのかお願いたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

初めに、今回提案いたします補助金に係る申請方法、申請開始日、給付開始日、期限、そして最後に周知方法についてお答えいたします。

初めに、感染症発生施設等消毒作業支援助成金、ほか5つの給付金、補助金がございますが、この感染症発生施設等消毒作業支援助成金につきましては、まず周知は市ホームページ等での周知を考えてございます。助成金の支出につきましては、感染者が発生し、消毒作業が実際に行われる事態

にあつては速やかに執行することとしております。期限につきましては、今年度末としておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、農業、畜産業、林業、漁業に関する給付金事業の申請方法についてでございますが、申請開始日、給付開始日、期限日、周知方法についてお答えいたします。

申請方法につきましては、申請書に給付要件を証明できる書類及び振込口座が確認できる書類を添付して郵送していただき、申請開始を8月中旬、給付開始を8月下旬、申請期限を9月末をめどとしてございます。

周知につきましては、給付対象者が特定できますことから、直接案内文書を送付することとしております。

次に、観光施設等感染予防対策事業費補助金についてでございますが、申請方法は申請書に給付要件を証明できる書類及び振込口座が確認できる書類を添付し、郵送していただき、申請開始を9月上旬、給付開始を9月下旬、申請期限を3月末としております。

周知方法につきましては、8月中旬に市ホームページに掲載して周知するほか、想定される事業者には案内書を送付したいと考えてございます。

続きまして、感染症発生施設等消毒作業支援助成金につきましては、消毒作業費用の2分の1以内の額、または上限を50万円のいずれか低い額とした理由についてでございますが、まず新型コロナウイルス感染症は、今年1月28日に指定感染症に指定されたことにより、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供を行う疾患となっております。市といたしましても、これを蔓延させてはならないものと考えてございます。

万が一感染者が発生した場合、施設等の消毒については保健所指導の下、施設等の管理者が自ら行い、費用も自ら負うこととなりますが、こうし

た現状に鑑みますと、季節性のインフルエンザのように予防するワクチンもなく、また認可されている治療薬も1種類のみという状況にありますことから、官民が協力し感染対策を行うという考えの下、消毒に係る費用について半額の助成としたところでございます。

また、上限金額の50万円につきましては、業者に委託した場合、消毒場所の面積で費用を決定している業者が多く、確認した事業の作業料金を参考としましたところ、クラスターが発生した場所の作業になりますが、1平米当たり6,000円ほどの費用となっております。

また、青森県で公表しております商業統計の、平成26年度ではございますが、当市の小売業の売場面積の平均が約140平米となっております。これに先ほどの1平米当たり6,000円の単価を乗じますと92万4,000円ほどの費用となりますので、全ての事例に対して費用の半額を助成する制度となっているものと認識してございます。

ご質問の2点目のむつ市内、または近隣に消毒作業のできる事業者が何件あるかについてでございますが、まず市内ではビルメンテナンス共同組合に加入しております4社については消毒作業のできる事務所として確認してございます。

作業の相場につきましては、実際発生場所ですとか消毒の範囲、消毒方法等、様々な状況により費用が決定されるため、現在のところ相場としてはまだない状態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 続きまして、農業産地化応援給付金に関してのご質問にお答えします。

ご質問のほうは、給付金を栽培用の苗の購入金額とした理由ということでございます。栽培用の苗の購入金額とした理由につきましては、コロナ

禍によりまして、今年度の出荷が通常より遅れて5月下旬に延ばされて、出荷できずに廃棄したというような夏秋イチゴの生産者もおりました。

また、出荷した後も現在も単価安が続いております。さらには、今後も単価安のおそれがあるということでありまして、生産者の不安を軽減し、今後も安心して生産を継続していただきたいということで生産者を応援するものであります。この苗につきましては、全ての生産者がまず必要とするものでありますし、品種も限られ、また購入先も限られているというものでもありますので、来年度の苗を購入する費用として今年度の購入実績をベースに算定した金額を応援給付金という形で支給することとしたものでございます。このことで、当市の冷涼な気候に適した夏秋イチゴ産地の維持拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、林業持続化応援給付金の部分でございます。お尋ねは、収入の件ということでございますが、林業持続化応援給付金の対象になろうという幾つかの事業者へ聞き取りをしております。現在このコロナ禍で建築材料となる原木の出荷が悪いということで、この原木が安価なチップ材料として処理されるという場合もあり、収入が低下しているというふうに状況を伺っているところでございます。

申請に当たりましては、前年の同月比で2割以上減収ということのを要件にしたいというふうに考えておりますので、申請書へ記載欄をつけて確認を行ってまいります。

続きまして、漁業持続化応援給付金について、給付対象物を共済掛金とした理由並びに新規加入30人というものにはどんな背景があるのかということに対してお答えします。

漁業者が、漁業経営の安定化などのために加入しております漁業共済制度ですが、これは漁業災害補償法により全国漁業共済組合連合会が運営し

ているものでありまして、漁業者が減収した場合に対し、一定程度を補填するというものであります。コロナ禍による減収に対しても補填されるというものでございます。現在魚価の低下、また今後の魚価の不安を軽減し、漁業経営基盤の安定化、そして明日からの生産意欲を向上していただきたいということと、併せて持続可能な漁業を支援できるものであるというふうに考えております。

また、漁業の共済掛金につきましては、漁業の経営規模によりまして掛金も変わりますので、規模に応じた支援が可能となるというふうにも考えております。

次に、新規加入の30人ということですが、こちら現在漁業共済へ加入していない非加入の方もおりますことから、経営基盤の安定化のために加入促進を図りたいという趣旨のものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、観光施設等感染予防対策事業費補助金についての宿泊事業者の「等」というのは何を示すのかという部分、そしてまた検温システム等の「等」とは何なのかという部分でございます。

宿泊施設の「等」につきましては、お土産販売所などの観光事業に関連する事業者というふうに考えております。

検温システム等の「等」でありますけれども、こちらについては検温システムにありますモニターカメラを設置するためのスタンドですとか、収納するためのボックスなどの周辺の機器というふうなことでの「等」ということでございます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 指定管理施設への検温システムの対応についてお答えいたします。

指定管理施設につきましては、現在国が示した新しい生活様式に留意するとともに、衛生指導に係るチェックリストを用いた感染防止対策の確認や注意喚起のポスターの掲示、定期的な消毒作業

など施設ごとの感染予防対策を種々講じていただいているところでございます。

検温システムの対応につきましては、市内における感染状況に注視しながら、指定管理としていない他の市の施設とも併せ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 説明よく分かりました。そういうことなのだろうなというふうにも思います。

市長にお聞きします。今回のこの支援策について、業種の幅、種類、しかも人の幅とそれぞれありながらも、とにかくできる限りの支援をするというふうな施策を十分に感じますし、それに対応する職員の皆さんも相当頑張っているというふう思うのですが、ここまで一生懸命やる市長の姿勢はどこにあるのかを、この今回の施策の中で、ちょっと議題から外れるかも分かりませんが、今回の支援策について、ここまでしていくというふうなことをどういうふう考えて提案しているのかをお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身が今このコロナということで考えているのは、やはりコロナというのはこれ災害だというふうに考えています。そして、命や健康に直結する災害だということですから、そういう意味ではまずこの地域で起こしてはいけません。ただ起こるでしょう。これはもう早晚起こると思います。はっきり申し上げておきますが、もうすぐ起こると思います。ただ、そのときに広げないということをやると。

そして、感染症というふうな、まさにその病気が起こるか起こらないか、広がるか広がらないか以上に極めて経済的にダメージが大きい。それに関連してというか、それに比して子供たちのいろんな活動の場が制限されている。だからこそ最初

に予防医療、経済対策、学校保育という3本柱で私たちはやろうと。

これは、恐らく史上最大の危機なのです、今。それが、今何となく感染者の数も増え続けていて、正常性バイアスみたいなものが全国で発生していて、流れてきていますが、むつ市に来たら、これ大変なことになりますから、はっきり申し上げますけれども、それを何とかやっぱりしなければならないという思いの中でやっている。そして、そのことを職員も共有してやってくれている。そして、今被害を受けているのは、一部の事業者だけではないのです。これ全市民であり、全世代の市民であり、そして全事業者なのです。

ですから、やらなければいけないことが幅広い対応になることは当然のことですし、一次産業も、今回一次産業を中心に出させていただきましたけれども、もともと大変なことになるだろうということは想定していましたが、やっぱり時差があるのです。緊急事態宣言で、当時の4月、5月の話の中でお店が閉鎖されれば、それは直接やっぱりお店が被害を受けると。その次に来るのが、そのお店が閉鎖することによって、やっぱり物が売れなくなり、みたいな話の中で一次産業が被害に遭ってくるということですから、少しずつ少しずつ被害が出てくるところを、やっぱりその広がりに応じて私たちが対策を講じていく必要があるというふうな考えの中でやらせていただいています。

もう一度言いますが、今回このような対応をさせていただくのは、これは最大の危機です、私たちにとって。ですから、議会もこういう形でやらせていただいています。ちょっと挨拶のほうでまた触れようと思ったのですが、本当に私自身は地方自治の在り方も今問われていると思いますし、これからもまず本当に市民の皆様の健康と、それから命、これを最優先で取り組んでいきたいと考えておりますので、もちろん経済も命に直結する

問題ですけれども、考えていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 一般会計補正予算についてですけれども、斉藤議員と重なる部分がありますけれども、改めてお伺いいたします。

歳出の第7款商工費、8目、観光施設等感染予防対策支援事業費についてお伺いいたします。補助金等の関係資料によれば、検温システムの補助が100万円と30万円に分かれておりますけれども、機能的にどのような違いがあるのかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えします。

検温システムの補助の100万円と30万円という部分でございますが、100万円につきましては高額な機器の場合ということで考えておまして、大型のモニターですとかカメラを用いて距離の離れたところから一度に多人数を検温する機能というふうに考えております。

また、30万円という部分ですけれども、低額の機器につきましてはハンディタイプのようなものというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） そこで、この補助事業に関する事業者を1万人以上と未満に分けて、40事業者というようにしているのですけれども、40事業者というと、どのような事業者となるのでしょうかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 40事業者につきましてお答えします。

市内の各地区にありますホテルとか民宿、旅館

等の宿泊事業者、そしてお土産の販売店等の市外から不特定多数の観光客が見込まれる施設と、またはそういう事業者というふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 関連しまして、今年の今回のコロナ災禍によりまして、例年の同時期に比し、観光客の入込数にどのような違いがあるのかお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

市内の観光客の入込数ですが、こちら現在まだ調査中ということになっておりまして、あとは参考としまして青森県の月例観光統計調査に基づきます今年度の4月から6月までのむつ市内の宿泊施設への宿泊者数についてでございますけれども、こちらにつきましては、前年と比べまして半分ぐらいというふうになってございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。16番富岡幸夫議員。

○16番（富岡幸夫） 今の質疑を聞いて、今後のことが心配で、その辺のところを市長から発していただければありがたいなと思っております。

このたびの補正の地方創生臨時交付金、国から来るものとしてメニューが決まって、それぞれにその地域で合った支援をしていくというようなことになるのでありますけれども、これまで地域で第一次のコロナの状況を踏まえて、支援をそれぞれの自治体がやってきた。ところが、今般第2波が明らかだろうと、こういうふうに言われて、次の経済支援とかというものについては、国の今の姿勢というものは、我々地方の者から見て非常に心配でならない。

また、東京都を筆頭に、大阪府でもこのG o T o トラベルキャンペーンなどの経過を見て地方の県に伝わってきている現状を見ると、非常に地方の財政に余力がない。こういう状況の中で、今後第一次のような支援が必要になるというようなどきになれば、それぞれの地方の頭の悩みどころといたしますか、策がそれぞれ図られる、知恵を出さなければならない、こういう状況になってくると思います。そういう場合の今後の考え方といたしますか、基金が底をついているというようなことも踏まえて、市長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

資金というか、財源のやりくりそのものがやはり腕の見せどころだということはあると思うので、その都度しっかり対応していくということが前提になります。

ただ、やはりその前提となるのは、今回のコロナ禍と、このコロナによる様々な被害というものの、原因者はこれはもうコロナですから、病気ですからしょうがないにしても、どこが財源の大本になるべきかという、これはもう明らかに国だと私は思っています。国がやはり地方にしっかり配分をして、その地方が独自に必要なところに配分していくという仕組みをつくらなければ、これは多分うまくいかない。現状どういふふうになっているかという、8億円ほどの臨時地方創生交付金をいただいております。今回2億円使うわけですから、残り6億円ということになりますので、その残り6億円というものをこのコロナ禍で感染対策、経済対策、学校保育に上手に割り当てていくということで現在は考えてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） コロナは、人を選ばず地域を選ばず来るわけです。市長がいろいろ記者会見等

で述べられているように、または対策本部で危機を述べられているように、どうして人の命を守っていくのかというところが最大の課題であって、先般市長が国に向かって、これは人災だ、人災になるかもしれないと、ある意味過激な表現でもって訴えてきております。

やはり地方でこうしてやっている限界というのはあって、これは我々も今回地方財政についての意見書を出しますが、将来にわたってこれまでにない対応をしなければならない。そういうふうなことを議会もそうですし、市長の段階といたしますか、全国市長会、または県、全国知事会、これらを何としまとめて国を動かすというところにはいかなければならない。

昨日、東京都医師会の尾崎会長が、国は無策だと、こういう表現をしていました。そういう状況を国民が心配している。我々は我々で役割を果たしていかなければならないという思いであれば、やはり全国で会議やっている状況ではありませんけれども、リモートでいろんなことをやっていくという今の時代でありますので、ここは市長からも大きな提案があってもいいのではないかと。知恵を絞るところだと。それを我々と共有して頑張るといふような形が私は望ましいかと、こういうふうには思っておりますけれども、その辺の思いを、あつたらお聞かせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、人災という発言について、過激な表現ということではいただきましたけれども、私はそういうふうには受け止める方もいるのかなと思うのですが、これは市民の皆様とよく対話させていただいておりますので、そこからじみ出てきた当然の表現だったような気がします。そう振り返っています。

実際大きく報道されて全国のテレビにも出させていただきましたので、反響も大きかったです。

8割は、これはもう賛同する意見、2割は、誤解が多かったのですけれども、やはり経済、我々の対策全部みんな見ているわけではないので、経済のこと何もやっていないみたいな話とか、そういう誤解に基づく発言。その中にもちょっと見るべきところがあった意見もありました、自分自身。それは全部見えています。その2割のうち半分以上は、罵倒ですよ。罵詈雑言ですよ。死ねとか、ばかとか、無能だとか、そういうようなことは日々受けているので、それはあまり何も感じませんでしたけれども、いずれにしても人災ということ自身は、そこまで共感を得たということは、見方によっては過激かもしれませんが、今本当に市民や国民の心の中に眠っていた言葉を表現したのかなというふうに思います。

もう一つは、今話の中に出てきた地方の限界という言葉がありましたけれども、それは今回私が発言した後の一連の動きで、かなり痛切に感じています。富岡議員から今、全国市長会や全国知事会を動かせというようなお話、動いてやってもらおうという話があったのですが、若干私はそこは異なる見解を持っていて、では今全国知事会とか全国市長会が機能しているかということ、意外とそうでもない。これは、横並びの意識が多分働いているのでしょ。どこかがやらなければ、うちも休業要請してはいけないのではないかみたいな雰囲気はどうもなっているようにしか多分、分からないですよ、どこか突き抜けてぼんぼん、ぼんぼんやっているところが第1波に比べてどうもなくなっている。そういうところを見ると、なかなかその横並びということで、みんな身動きが逆に取りづらくなった。

では、今何が問われているかということ、私たちがどこを見て仕事をしなければいけないかと。それは単純で、むつ市民の皆様だし、むつ市のこと、それだけ考えればいい。それだけのことを考えて、

この感染症に対してしっかりと分析をした上で、もちろん専門家というのはいませんから、国の専門家の皆さんが考えた生のデータですよ、一次資料。これをしっかりと分析して、市民に対してできる限りのことをするというのだけが多分正しい。それは、結局今回は8割の人は賛同してくれましたけれども、逆もあり得る。2割の人しか賛同してくれない対策も、この後私はもしかしたらやるかもしれない。でも、それはやり切る。そういうことが大事で、そのことが多分地方自治なのです。

私たちに課せられた使命というのがそういうことなのかなというふうに思っていますので、当然全国市長会とかそういう話の中ではしっかり主張していきますが、やらなければいけないことは国への主張をして時間を費やすよりも、自分たちの対策をしっかりやることに時間をかけて、その精度を高めていくほうが大事だと、私は今考えています。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 確かに一番身近なところの命を守ると。皆それぞれそう思っているわけです。やはりここまで来ても、なおさらまだ動けないとか、動きが見えないということのいら立ちというのがあって、例えば都道府県の保健所の在り方とか、PCR検査の在り方とか、今何もないから対応を、その危機に迫る対応をしていくのだということがあっても、入ってきてしまえばそれどころではないのですよね。要は、その問題が国民が、市民がいら立ちを持っているというようなことなのであって、やはりここは国が動くしかないのですよね。

その国が、といえ、近々お盆が来て、盆の帰省というふうなことは、帰省を自粛していく中では国会議員もそういうことはできないでしょう。だから、そういうふうなことをきちっとやってい

ただきたいなど。何らかでどこかで訴えていく必要がある、このように思っているのは私一人ばかりではないと思うので、ぜひ市長にも頑張っていたきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そのとおりでありまして、
というか、まずそもそも、やっぱり私たちむつ市の、市長もそうですけれども、議員の皆さんもそうですけれども、これ一体となって同じ方向で取り組まなければいけない。主張すべきところは、やっぱり通常の主張するルートが多分あると思うのです。議会でいうと地方自治法第99条ですか、に基づく意見書もありますし、我々は市長会ということで、当然それは、やるのはやると。

ただ、やっていることがあまりにも形式過ぎて、なかなかそのことによって見てくれるという人がいなくなってしまうている。これは、もう正直申し上げますけれども、県すらそうだと、青森県の場合は。下北医療センターで知事との懇談を頼んでも、個別の自治体とはやり取りしませんというふうに言われてしまう。昨日も県の保健所の方々来ましたが、今さら病院のベッド空けられませんかみたいな話をしてくると。今までむつ総合病院の何を見ていたのですかと、はっきり言ってそう申し上げたいと。

そこで、もう私たちが決断したのは、むつ総合病院でもPCR検査をできるようにしようと。1,000万円ぐらいかかるので、これまたしっかり予算として計上させていただきますけれども、課もしくは今回のむつ総合病院の予算の中でやらせていただきますけれども、むつ総合病院でちゃんとPCR検査やるようにしようと、改めてそういう話をむつ総合病院としてきました。

だから、自治の本旨が問われるというのはそういうことで、今回の災害の一番のポイントは、全国一律一斉に災害が起きてしまっている。だから、

誰も助けてくれないのです、これ。はっきり言って。水害とか地震だと局所的に起こります。だから、その当該自治体市町村は、ともかく周辺の市町村や県から人も物も金も集積して、それが足りなければ国から全面的な支援が来る。大臣が来たり総理が来て慰問してくれる。今回ここで起こっても、ドクター一人来ません。看護師一人来ません。当然総理も誰も来ません。ただ、私たちが困るだけなのです。だから、私たち自身が頭を使って考えなければいけないということが今回のこのコロナであるということ。私は専決はしません。全てこうやって議会にお願いしています。ということの趣旨もぜひ皆さん考えていただきたいなと思っております。よろしくお祈りします。

○議長（大瀧次男） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◇報告第16号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告についてに対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市総合アリーナ建設工事に係る工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

報告第16号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第17号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてに対し、質疑に入ります。

本案は、令和2年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 議員提出議案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるように総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣及びまち・ひと・しごと創生担当大臣したいと思います。ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第159回臨時会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会